

2018年度税制改正の論点

宮脇 淳 北海道大学大学院法学研究科・公共政策大学院教授

2018年度の国の税制改正のうち、地方自治体の歳入に大きく影響する諸点について、以下、概観する。

第1は、所得課税に関する控除の見直しである。マクロな観点での女性の労働参加の促進や税負担の公平性確保を目的とする給与所得控除、基礎控除、公的年金控除等の見直しをその内容とする。

こうした所得課税の見直しは、税体系の見直しとも関連し、中期的に地方自治体の歳入を通じて財政計画にも変動をもたらす。団塊の世代の大量退職時代を迎え、とくに住宅都市においては税収構造が大きく変化する時期に至っている。このため、総合計画等の前提となる「長期的財政見直し」についても、再検証しなければならない。そして、所得・消費・資産の税負担割合の見直し、直接税から間接税へのシフトという大きな流れの中で、2019年10月に予定される消費税率10%への引き上げと関連し、国税・地方税全体の税体系の見直しへとさらに結び付いていくこととなる。

また、公的年金控除の見直しは、年金制度と密接に関連する。公的年金控除の見直しは、近年ではほとんど完全実施されることのなかった公的年金の物価スライド制やマクロ経済スライド制の実施動向とも関連し、地域における高齢者世帯の消費行動に影響を与える。とくに、高齢化が一足先に進んでいる過疎地域では、消費活動に占める65歳以上の高齢者の割合が高まっており、自治体経営においては実体経済への影響にも視野を広げていく必要がある。

第2は、地方消費税の清算方法の見直しである。具体的には、清算計算の根拠となる統計的取り扱いの見直しを意味する。大きく商品小売関係とサービス関係とに分けると、前者については実際の商品の消費地・使用地に変更となる。そのために統計的見直しとして、消費地等と必ずしも密接に関係しないとみられる百貨店・量販店等を計算根拠から外す方向にある。後者のサービス関係については、サービスの供給地とされており、必ずしも直接の供給地とは密接に関係しないとみられる建物販売・医療福祉等の事項が除外対象となっている。加えて、人口代替的に使用してきた従業員数も除外の方向にある。こうした消費税の清

算方法の見直しは、結果として、大都市部への地方消費税の配分を抑制する方向に機能する。東京都の税収が4,000億円減少すると見通しも示されている。ふるさと納税をはじめ大都市部の税収が抑制的となり、今後、所得課税等の税収減と急速な高齢化に伴う歳出増が見込まれる中で、こうした点は都市と地方との税源配分の問題として指摘されている。この問題は、第1の所得課税の見直しとともに、地方自治体の歳入を構造的に変革させるものとなる。このため、都市部の自治体を中心に、長期的な財政体質を見極めていく上での極めて重要なポイントとなる。

第3は、外国人徴税の問題である。これまで国際課税の問題は国の課題とするイメージが強かった。しかし、グローバル化が進み、地域に労働、観光、ビジネスといった交流だけではなく、外国人の土地、マンション等不動産所有が拡大している。不動産に対する課税である固定資産税は、市町村など基礎自治体の基幹税である。課税を行っても現実に徴税できるか、つまり、収納率を確保する上で、国を超えた対応が不可欠となっている。従来の姉妹都市との交流といった観点だけではなく、国際的な徴税システムや戦略のあり方を国も含めて検討すべき段階を迎えつつある。

足元の消費者物価は落ち着きを見せているものの、エネルギー価格の上昇や為替相場の動向次第では、デフレ脱却、超低金利政策からの脱却に向けた出口政策の選択も見え隠れし始めている。地方自治体の財政運営は、長期に及んだ脱デフレ政策等によって、物価の下落、低金利を前提とした体質に組み込まれている。このため、価格の上昇や金利の上昇に対する耐久力は極めて弱い。また、税制や社会保障制度等の構造的見直しが今後も進む中で、地方行財政の姿は、国の財政再建動向に大きく左右されざるを得ない状況にある。地方自治体の総合計画、また財政計画に関しても、確定視できない要因が増加する不確実な時代となっている。それは、景気変動など一過性ではない構造的な課題であるだけに、地方自治体にとっては、財政計画も含めて、リスクマネジメントを意識した自治体経営が不可欠となっている。